# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2018年9月28日

【会社名】 朝日インテック株式会社

【英訳名】 ASAHI INTECC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮田昌彦

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市守山区脇田町1703番地

【電話番号】 052-768-1211 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 伊藤瑞穂

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市守山区脇田町1703番地

【電話番号】 052-768-1211 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 伊藤瑞穂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

当社は、2018年9月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

### 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 2018年9月27日

#### (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額 1 株につき金19円43銭 総額 2,511,089,657円

口 効力発生日 2018年 9 月28日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条に定める事業目的を一部変更するものであります。
- (2)事業の連携強化と業務の効率化を図るため、愛知県瀬戸市に本店を移転することとし、これに伴い、現行定款第3条に定める本店所在地につき所要の変更を行うものであります。 なお、本変更につきましては、2019年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとしてその旨の附則を設けるとともに、本店移転の効力発生日経過後に当該附則を削除するものといたします。
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件 取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、宮田昌彦、宮田憲次、加藤忠和、湯川一平、 寺井芳徳、松本宗近、伊藤瑞穂、西内誠、伊藤清道、芝崎晶紀及び佐藤昌巳を選任するものであり ます。
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 監査等委員である取締役として、太田博史、富田隆司及び花野康成を選任するものであります。

# (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	1,099,544	86,338	156	(注) 1	可決	92.14
第2号議案 定款一部変更の件	1,183,937	1,945	156	(注) 2	可決	99.21
第3号議案 取締役11名選任の件						
宮田 昌彦	1,141,621	44,200	156	(注)3	可決	95.67
宮田 憲次	1,142,221	43,600	156	(注) 3	可決	95.72
加藤 忠和	1,160,014	25,807	156	(注)3	可決	97.21
湯川 一平	1,159,995	25,826	156	(注)3	可決	97.21
寺井 芳徳	1,160,017	25,804	156	(注)3	可決	97.21
松本 宗近	1,160,016	25,805	156	(注)3	可決	97.21
伊藤 瑞穂	1,160,017	25,804	156	(注) 3	可決	97.21
西内 誠	1,158,312	27,509	156	(注)3	可決	97.07
伊藤 清道	1,169,369	16,452	156	(注)3	可決	97.99
芝崎 晶紀	1,169,348	16,473	156	(注) 3	可決	97.99
佐藤 昌巳	1,159,516	26,305	156	(注) 3	可決	97.17
第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件						
太田博史	1,131,943	52,123	1,968	(注)3	可決	94.86
富田 隆司	1,171,201	14,680	156	(注)3	可決	98.15
花野 康成	1,170,656	15,225	156	(注) 3	可決	98.10

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

#### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。